

ボトル炭酸デポジットシステム取扱規則

制 定 2012年7月24日
最終改訂 2014年6月12日

(目的)

第1条 この規則は、フジデノロ株式会社が提供する、B-da用に提供する、ボトル炭酸デポジットシステムのサービス内容と使用条件を定め、もって使用者の利便性向上と業務の適正な遂行を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 ボトル炭酸デポジットシステムにかかわる取扱い等は、この規則の定めるところによる。

2 ボトル炭酸の利用については、取扱説明書等の定めるところによる。

3 この規則が改定された場合、以後のデポジットシステムにかかわる取扱いについては、改定された規則の定めるところによる。

4 この規則及びこの規則に基づいて定められた規定は、予告なしに変更されることがある。

5 この規則に定めのない事項については、法令等の定めによる。

(契約の成立)

第3条 ボトル炭酸デポジットシステムの利用にかかわる契約は、当社が契約者のデポジットシステムお預かり金の入金を確認したときに両者の間において成立する。

(使用方法及び制限事項)

第4条 ボトル炭酸デポジットシステムは、当社にデポジットシステムお預かり金を支払うことで、契約者が、ボトル炭酸容器(炭酸ガスボンベ)1本とガス圧調整器(圧力調整器)1個、取付工具1個が利用可能となり、炭酸ガスの充填を受けることができる。

2 ボトル炭酸デポジットシステムは、B-da専用として、それ以外の用途では使用することができない。

(個人情報の取扱い)

第5条 ボトル炭酸デポジットシステムの利用の際に取得した個人情報(生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいう。)は、当社プライバシーポリシーに準じて、管理する。

(使用者の同意)

第6条 使用者は、この規則を承認し、かつこれに同意したものとす。

(ボトル炭酸デポジットシステムの所有権)

第7条 ボトル炭酸デポジットシステムの契約により利用可能となる、ボトル炭酸容器(炭酸ガスボンベ)、ガス圧調整器及び取付工具の所有権は、契約者に帰属するものではない。

2 ボトル炭酸デポジットシステムに関する権利は、第三者に貸与又は譲渡することはできない。

3 ボトル炭酸デポジットシステムが不要になったとき又は失効したときは、契約者は、ボトル炭酸容器(炭酸ガスボンベ)、ガス圧調整器及び取付工具を、速やかに返却しなければならない。

4 ボトル炭酸デポジットシステム契約者が、転居等によりボトル炭酸の設置場所を変更する場合には、速やかにその旨を当社に報告しなければならない。

(デポジット)

第8条 当社は、ボトル炭酸デポジットシステムの提供に際し、デポジットとして15,000円を收受する。

2 ボトル炭酸デポジットシステム契約者が、当システムを解約し、ボトル炭酸容器(炭酸ガスボンベ)、ガス圧調整器及び取付工具を返却したときは、当社はデポジット(預り金)を返却する。

(ボトル炭酸デポジットシステムの失効)

第9条 高圧ガス保安法および貸出し品の管理上、ガス充填が1年間ないときは、利用状況を確認し、場合によりボトル炭酸デポジットシステムを清算することがある。

(ボトル炭酸内の炭酸ガス残量の扱い)

第10条 契約者がボトル炭酸を返送した時点で、ボトル炭酸容器内に残存の炭酸ガスに関する権利を失う。

(無効となる場合)

第11条 ボトル炭酸デポジットシステムは、次のいずれかに該当する場合は、無効としてボトル炭酸容器(炭酸ガスボンベ)、ガス圧調整器及び取付工具を回収する。この場合、デポジット(預り金)は返却しない。

(1) 第三者にボトル炭酸デポジットシステムを譲渡した場合

(2) 使用者の故意又は重大な過失により、ボトル炭酸容器(炭酸ガスボンベ)、ガス圧調整器、取付工具が異常となったと認められる場合

(3) その他不正行為と認められる場合

(機器の破損)

第12条 ボトル炭酸、圧力調整器が破損した場合は、当社に破損を報告の上、当社が指定する方法で、ボトル炭酸、圧力調整器を返却し、当社は代替品を提供する。

2 故障の原因が、使用者の故意、又は、重大な過失と認められる場合には、故障によって発生する費用を請求し、契約者は支払いに応じなければならない。

(機器の紛失)

第13条 使用者が ボトル炭酸容器、ガス圧調整器を紛失した場合、当社に紛失を報告の上、実費金額を当社に支払わなければならない。

ボトル炭酸容器の場合 ¥30,000+消費税 圧力調整器の場合 ¥22,000+消費税

(免責事項)

第14条 使用上の誤りによる、故障・損傷や損害等は、いかなる場合でも当社は責任を負わない。

(払いもどし)

第15条 契約者は、ボトル炭酸デポジットシステムが不要となった場合は、ボトル炭酸容器(炭酸ガスボンベ)、ガス圧調整器及び取付工具の返却を条件に、デポジット(預り金)の払いもどしを請求できる。